

審 査 基 準

基準の名称	徳島県立大鳴門橋架橋記念館利用料金減免基準											
法 令 等 名	根 抠 条 項	許 認 可 等 ・ 处 分 の 概 要										
徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例	8 - 7	利用料金の減免										
基 準 の 内 容												
<p>○徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例 (昭和五十九年十二月二十一日) 徳島県条例第四十四号</p> <p>(利用料金)</p> <p>第八条</p> <p>7 指定管理者は、特別の理由があると認めるとときは、あらかじめ知事の承認を受けて、架橋記念館利用料金及び疑似体験装置利用料金の全部又は一部を免除するものとする。</p>												
<p>○徳島県立大鳴門橋架橋記念館利用料金減免基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">減免することができるとき</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">減 免 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"> (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者、第1種身体障害者(昭和57年1月6日付け社厚第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知の定めるものに限る。)の介護者(1名に限る。)、療育手帳の交付を受けている者及びその介護者(1名に限る。)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者(1名に限る。)並びに特定疾患医療受給者証の交付を受けている者及びその介護者(1名に限る。)が使用するとき。 </td> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 使用料の額に百分の五十を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる)。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;"> (2) 指定管理者が指定した割引入場券、周遊券等を提示したものが使用するとき。 </td> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 使用料の額に百分の五十を乗じて得た額を超えない範囲で別に定める額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる)。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;"> (3) 国又は他県等の観光業務関係者が施設調査を目的として使用するとき。 (4) 施設活動の指導、助言を行う者が使用するとき。 (5) 徳島県立大鳴門橋架橋記念館に資料を出品又は寄贈若しくは寄託している者が使用するとき。 (6) 催事の開催等、施設運営に協力のあった者が使用するとき。 (7) 免除対象として認められた者の代表者が事前調査として使用するとき。 (8) 県政バスに参加した者が使用するとき。 (9) 取材目的のため報道関係者が使用するとき。 (10) 観光バス又はタクシーの運転手、ガイド若しくは添乗員が乗客の案内等のために使用するとき。 (11) 教育課程に基づく学習活動として入館する小学校、中学校若しくは高等学校の引率教員が使用するとき。 </td> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 使用料を免除する。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;"> (12) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。 </td> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 指定管理者が必要と認める額。 </td> </tr> </tbody> </table>			減免することができるとき	減 免 率	(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者、第1種身体障害者(昭和57年1月6日付け社厚第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知の定めるものに限る。)の介護者(1名に限る。)、療育手帳の交付を受けている者及びその介護者(1名に限る。)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者(1名に限る。)並びに特定疾患医療受給者証の交付を受けている者及びその介護者(1名に限る。)が使用するとき。	使用料の額に百分の五十を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる)。	(2) 指定管理者が指定した割引入場券、周遊券等を提示したものが使用するとき。	使用料の額に百分の五十を乗じて得た額を超えない範囲で別に定める額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる)。	(3) 国又は他県等の観光業務関係者が施設調査を目的として使用するとき。 (4) 施設活動の指導、助言を行う者が使用するとき。 (5) 徳島県立大鳴門橋架橋記念館に資料を出品又は寄贈若しくは寄託している者が使用するとき。 (6) 催事の開催等、施設運営に協力のあった者が使用するとき。 (7) 免除対象として認められた者の代表者が事前調査として使用するとき。 (8) 県政バスに参加した者が使用するとき。 (9) 取材目的のため報道関係者が使用するとき。 (10) 観光バス又はタクシーの運転手、ガイド若しくは添乗員が乗客の案内等のために使用するとき。 (11) 教育課程に基づく学習活動として入館する小学校、中学校若しくは高等学校の引率教員が使用するとき。	使用料を免除する。	(12) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。	指定管理者が必要と認める額。
減免することができるとき	減 免 率											
(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者、第1種身体障害者(昭和57年1月6日付け社厚第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知の定めるものに限る。)の介護者(1名に限る。)、療育手帳の交付を受けている者及びその介護者(1名に限る。)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者(1名に限る。)並びに特定疾患医療受給者証の交付を受けている者及びその介護者(1名に限る。)が使用するとき。	使用料の額に百分の五十を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる)。											
(2) 指定管理者が指定した割引入場券、周遊券等を提示したものが使用するとき。	使用料の額に百分の五十を乗じて得た額を超えない範囲で別に定める額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる)。											
(3) 国又は他県等の観光業務関係者が施設調査を目的として使用するとき。 (4) 施設活動の指導、助言を行う者が使用するとき。 (5) 徳島県立大鳴門橋架橋記念館に資料を出品又は寄贈若しくは寄託している者が使用するとき。 (6) 催事の開催等、施設運営に協力のあった者が使用するとき。 (7) 免除対象として認められた者の代表者が事前調査として使用するとき。 (8) 県政バスに参加した者が使用するとき。 (9) 取材目的のため報道関係者が使用するとき。 (10) 観光バス又はタクシーの運転手、ガイド若しくは添乗員が乗客の案内等のために使用するとき。 (11) 教育課程に基づく学習活動として入館する小学校、中学校若しくは高等学校の引率教員が使用するとき。	使用料を免除する。											
(12) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。	指定管理者が必要と認める額。											